

大会議室における運用見直しのお知らせ

8階大会議室内での飲食が可能になります（有料）。

これまで大会議室内では、飲食ができませんでした。が、飲食が可能となります。

- 飲食を伴う利用をされる場合は、別途、加算料金がかかります。
- 飲食をされない利用（※水又は日本茶のみを飲まれるのは可）の場合は、加算料金はかかりません。
※ 紅茶・ウーロン茶・スポーツドリンク等は加算の対象です。ただし、ロビーで飲まれる場合は、加算の対象となりません。
※ ピアノを使用される場合は、備品使用料もかかります。

1 実施日

平成 30 年 3 月 1 日以降の利用から

2 加算料金

飲食を伴う利用の加算料金は、3,000 円で、市内加算・営利加算、減免等はありません。また、加算料金は、連続利用 1 回に対しかかります。

例 1) 4 月 2 日午後・夜間に飲食を伴う利用

例 2) 4 月 10 日午後・夜間と 4 月 11 日午前・午後を飲食利用
(10 日の午後から 11 日の午後までの連続利用)

※ どちらも、加算料金は 3,000 円のみになります。

※ ただし、連続利用でなく飲食を伴う場合は、それぞれ 3,000 円がかかります。

例) 4 月 8 日夜間に飲食利用と 4 月 9 日夜間に飲食利用

(4 月 9 日の午前・午後が予約されておらず連続利用ではないため、3,000 円×2=6,000 円の加算料金がかかります。)